

医療法人社団MAY 一般事業主行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての職員がその能力を十分に発揮することができるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成30年6月1日～平成33年5月1日までの3年間
2. 内容

目標1：子どもの出生時における育児休業の取得を促進する。

<対策>

- 平成30年 6月～ 制度内容等について会議などにより職員に周知

目標2：産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育休中の厚生年金保険料免除などの制度の周知や情報提供を行う。

<対策>

- 平成30年 6月～ 法に基づく諸制度の調査
- 平成30年 6月～ 制度内容等について会議などにより職員に周知